



【下水道供用開始区域の未接続原因について】

No. 3

<p>意見の概要</p>	<p>9ページの表3-6においては、令和6年度の水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口の合計が19,288人となっており、これらの中には下水道区域内における未接続世帯が含まれている状況を踏まえ、7ページの表3-3の参考欄に下水道供用開始後4年以上経過した未接続世帯の未接続原因及び件数を記載するとともに、未接続世帯への対処方針を記載するべきと考える。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>下水道への未接続世帯の未接続原因については、職員による戸別訪問や市内のイベントにおける啓発活動でのアンケート調査等の機会を通じて把握に努めていますが、未接続世帯全件の状況を把握するには至っておりません。</p> <p>また、未接続世帯への対処方針については、本計画の主旨が下水道及び合併処理浄化槽による適正な生活排水処理の推進であるため、下水道への接続促進に係る具体的な取組に関して、本計画への記載については考えておりません。</p>

【行政区域内人口及び計画処理区域内人口について】

No. 4

<p>意見の概要</p>	<p>本計画の行政区域内人口及び表4-3の公共下水道の整備計画処理区域内人口について、令和7年3月に改定された江南市下水道事業経営戦略における予測数値との整合性を図るべきである。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>本計画は、ごみ処理基本計画と同様に一般廃棄物処理基本計画の位置付けの計画であるため、行政区域内人口については、令和6年度に策定した江南市ごみ処理基本計画の人口推計を用いることとしています。</p> <p>また、処理区域内人口については、毎年度当初に推計の見直しを行った人口を用いることとしています。</p>

【単独処理浄化槽について】

No. 5

<p>意見の概要</p>	<p>8ページの表3-4及び9ページの表3-6に記載のある単独処理浄化槽に関する数値について、令和2年度から令和6年度までの減少人口を減少基数で割ると、現実離れた平均世帯構成人員数となるため、数値を把握し直し、正確にすべきである。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>表3-4及び表3-6に記載のある合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の基数及び人口の考え方は、先に下水道区域内人口と下水接続人口を算出し、その後に、合併処理浄化槽・単独処理浄化槽・汲取便槽の基数及び人口を算出していますが、年度ごとに人口を基数で割ると、緩やかな減少傾向の数値となっており、ご指摘の数値は、基数の減少に対して人口減少が加速している結果を示すものと考えます。</p>

【汲取便槽について】

No. 6

<p>意見の概要</p>	<p>本計画のどこにも汲取便槽の基数の記載がないが、人口数だけでなく、世帯数や設置基数を可視化することで課題が一層明らかになると考えるため、8ページの表3-4の欄外に、参考として汲取便槽の基数と世帯数を掲載し、あわせて、各浄化槽の欄にも世帯数を記載すべきである。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>市では、過去から汲取便槽の基数及び世帯数並びに各浄化槽の世帯数を数値化していないため、記載することは困難です。</p>

【水洗化率について】

No. 7

<p>意見の概要</p>	<p>市の汚水処理人口普及率については、県の目標値である令和8年度末時点における95%以上を達成することが難しいとされているが、汚水未処理人口の多くは下水道区域内の住民であると考えられることから、下水道区域内の水洗化率の向上のための根本的対策を検討し、水洗化率の目標値を令和12年度に90%、令和16年度に95%に引き上げるべきと考える。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>下水道への未接続世帯の内、合併処理浄化槽を使用している世帯については、水洗化・生活排水処理人口に含まれていること、また、本計画は、江南市下水道事業経営戦略を関連計画として位置付けており、各目標値等の計画内容の整合性を図る必要があることから、本計画における水洗化率の目標値の引き上げについては考えておりません。</p>

【合併処理浄化槽への転換について】

No. 8

<p>意見の概要</p>	<p>浄化槽区域でも生活排水処理率95%達成が必要であると考えられるため、合併処理浄化槽への転換補助金総額を見直すことなどの方法により、95%を達成する裏付けの記載を盛り込んでほしい。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>本計画における合併処理浄化槽の目標基数及び人口については、令和2年度から令和6年度までの増減率の推移をもとに、今後の人口減少も踏まえて目標数値を算出しています。          なお、合併処理浄化槽への転換補助については、市の財政状況を踏まえた対応となるため、本計画にその内容を記載することは困難です。</p>